

# 守口市公園マスタープラン

令和5年(2023)8月

守口市

# 目 次

1 . はじめに.....	1
1-1 守口市公園マスタープランの策定の目的.....	1
1-2 計画期間.....	1
1-3 本プランの位置づけ.....	2
1-4 本プランの対象とする公園.....	2
2 . 本市の公園を取り巻く現状と課題.....	3
2-1 人口、都市構造の現状.....	3
(1) 人口の推移.....	3
(2) 土地利用等.....	3
2-2 公園の現状.....	5
(1) 公園数と面積.....	5
(2) 1人あたり都市公園面積.....	6
(3) 市営公園の推移.....	6
(4) 公園施設.....	8
(5) 公園誘致圏.....	9
(6) 小学校区ごとの公園の現状.....	9
(7) 公園管理運営.....	12
(8) 市民の利用、ニーズ.....	12
2-3 現状と課題のまとめ.....	14
(1) 公園の面積.....	14
(2) 公園の配置.....	14
(3) 公園の施設.....	14
(4) 地域ごとの現状と課題.....	15
3 . めざす公園像と基本方針.....	16
4 . 施策の展開.....	17
4-1 魅力的な公園の整備・再整備.....	17
(1) 他の公共事業等と連携した効率的な公園整備.....	17
(2) 公園ごとの機能分担や特徴づけによる魅力向上.....	18
4-2 安全・安心・快適な公園施設の適正配置.....	20
(1) 必要な施設整備と施設水準の向上.....	20
(2) 施設老朽化への対応と将来的な負担軽減.....	21
4-3 市民・団体・事業者との協働による管理運営の拡充.....	21
(1) 市民ボランティア団体への活動支援の拡充.....	21

(2) 事業者との連携の拡充 .....	22
4-4 開発提供公園のあり方の見直し .....	23
(1) 公園等の設置が必要となる開発行為の条件見直し .....	23
(2) 整備される公園等の内容や管理手法の見直し .....	23
5 . 短期5ヵ年のアクションプラン .....	24
5-1 中部地域 .....	25
(1) 八雲東公園の拡張再整備 .....	25
(2) 日吉公園の再整備 .....	26
5-2 南部地域 .....	27
(1) 大宮中央公園の拡張（旧さくら小学校跡地の公園整備） .....	27
(2) 南小学校跡公園（仮称）の整備 .....	28
(3) 菊水公園の拡張再整備 .....	29
(4) 世木公園ならびに西三荘ゆとり道の再整備 .....	30
5-3 東部地域 .....	31
(1) 佐太老人福祉センター跡地公園の整備 .....	31
(2) 弥治右衛門碑前公園、藤田西公園の拡張再整備 .....	32

# 1. はじめに

## 1-1 守口市公園マスタープランの策定の目的

公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観や生物生息場の形成、防災性の向上、豊かな地域づくりに資する交流の場づくりなど、多様な機能を持つ都市の根幹的施設です。公園を十分に活かした政策は、都市環境の質を向上させ、災害時にもいち早く立ち直れる回復力を備え、健康的で持続可能なライフスタイルを市民に提供することができます。

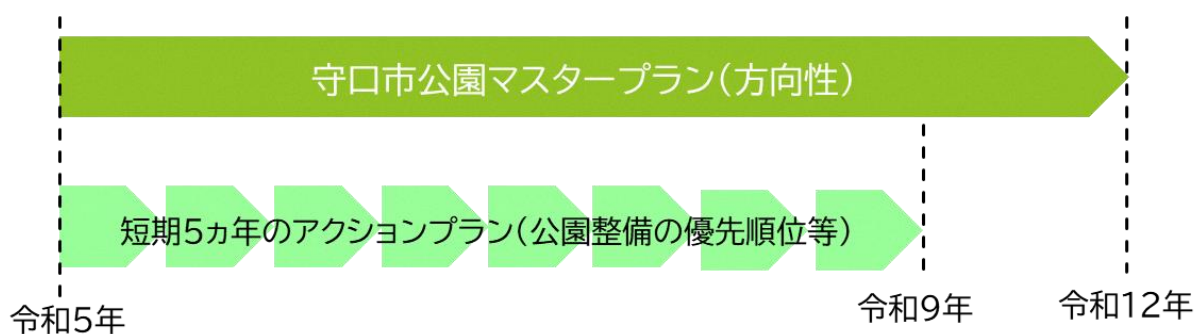
守口市では、これまでに180カ所以上の公園（都市公園、児童公園、その他公園）の整備を行ない、また近年は大枝公園のリニューアルや学校跡地を活用したよつば未来公園の新設等にも積極的に取り組んできました。

しかし、本市の公園は1960～80年代に整備されたものが多いため、施設老朽化に加え、現代の公園に求められるニーズへの対応も遅れがちなため、新しい公園マネジメントのあり方を打ち出すことが必要となっています。

守口市公園マスタープランでは、市民ニーズに沿った計画的・効率的な公園整備・再整備を促進するため、公的不動産を活用した新規整備や、再整備する公園の優先順位、また公園統廃合の考え方や維持管理方策の方向性等を示し、「いつまでも住み続けたいまち守口 暮らしやすさがちょうどええ♪」の実現に向け、公園からアプローチします。

## 1-2 計画期間

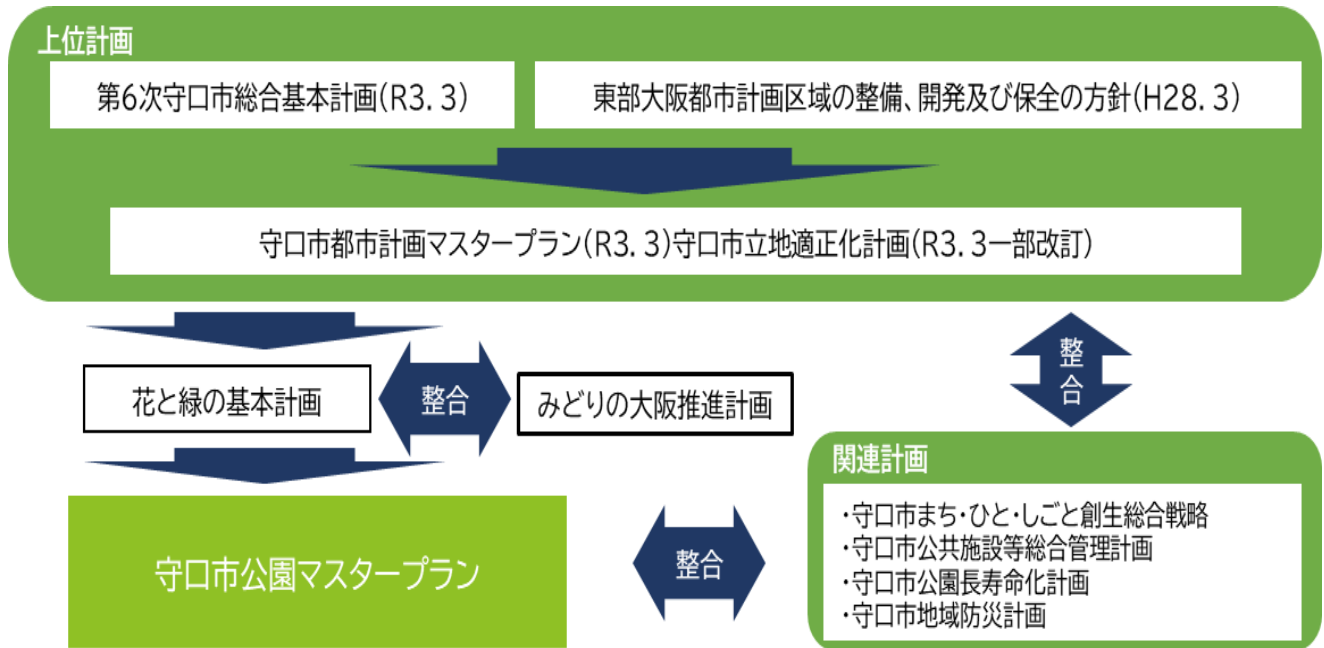
第6次守口市総合基本計画（令和3年(2021年)3月）の計画期間と整合をとり、令和12年（2030年）を目標に方向性を定め、短期5カ年のアクションプランを定めます。



### 1-3 本プランの位置づけ

本マスタープランは、下記の上位計画・関連計画等との整合を図りつつ策定するものです。

とくに、『花と緑の基本計画』（平成26年改定）に定められる3つの方針「花と緑のまちなみづくり（緑化）」、「花と緑と共に生きる（市民協働）」、「受け継いだ緑を次世代へ（緑地保全）」のうち、おもに公園の整備に関わる「花と緑のまちなみづくり」について具体的な取り組みを定めます。



### 1-4 本プランの対象とする公園

本プランでは、守口市が管理する以下の都市公園、児童公園、その他公園を「市営公園」と呼び、プランの対象とします。

市内にはほかに国が管理する都市公園である淀川河川公園、大阪市が管理する都市公園である鶴見緑地等がありますが、これらは現状分析においてのみ取り上げ、プランの対象とはしません。

図表 1-1 本プランの対象とする公園(市営公園)

都市公園	都市公園法、守口市都市公園条例に基づく公園
児童公園	守口市児童公園条例に基づく公園
その他公園	都市公園及び児童公園以外の公園の管理に関する要綱に基づき管理している公園

## 2. 本市の公園を取り巻く現状と課題

### 2-1 人口、都市構造の現状

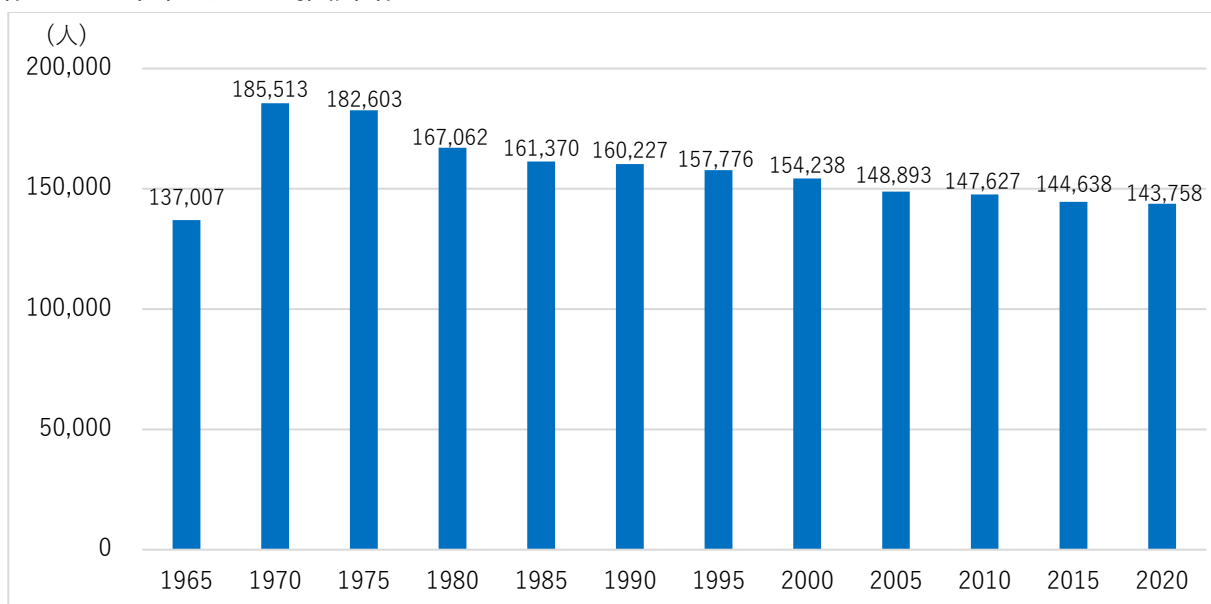
#### (1) 人口の推移

守口市の人口は1950～60年代の高度成長期に急激に増加しましたが、昭和45年（1970年）の約18.6万人をピークとして減少局面に入った後は現在までそれが続いており、2020年は約14.4万人となっています。

この傾向は将来も続き、2040年までの約20年間でさらに2万人程度減少して約12.4万人となる見込みであり（『守口市人口ビジョン（令和3年3月改訂版）』より）、同時に少子高齢化も進みます。

人口減少や少子高齢化は市民生活や産業・経済等に様々な影響を及ぼすことから、市では若い世代の定住や子育て支援につながる施策に取り組んでいく必要が生じています。

図表 2-1 本市の人口の推移図表



資料：守口市統計書（各年10月1日付）

#### (2) 土地利用等

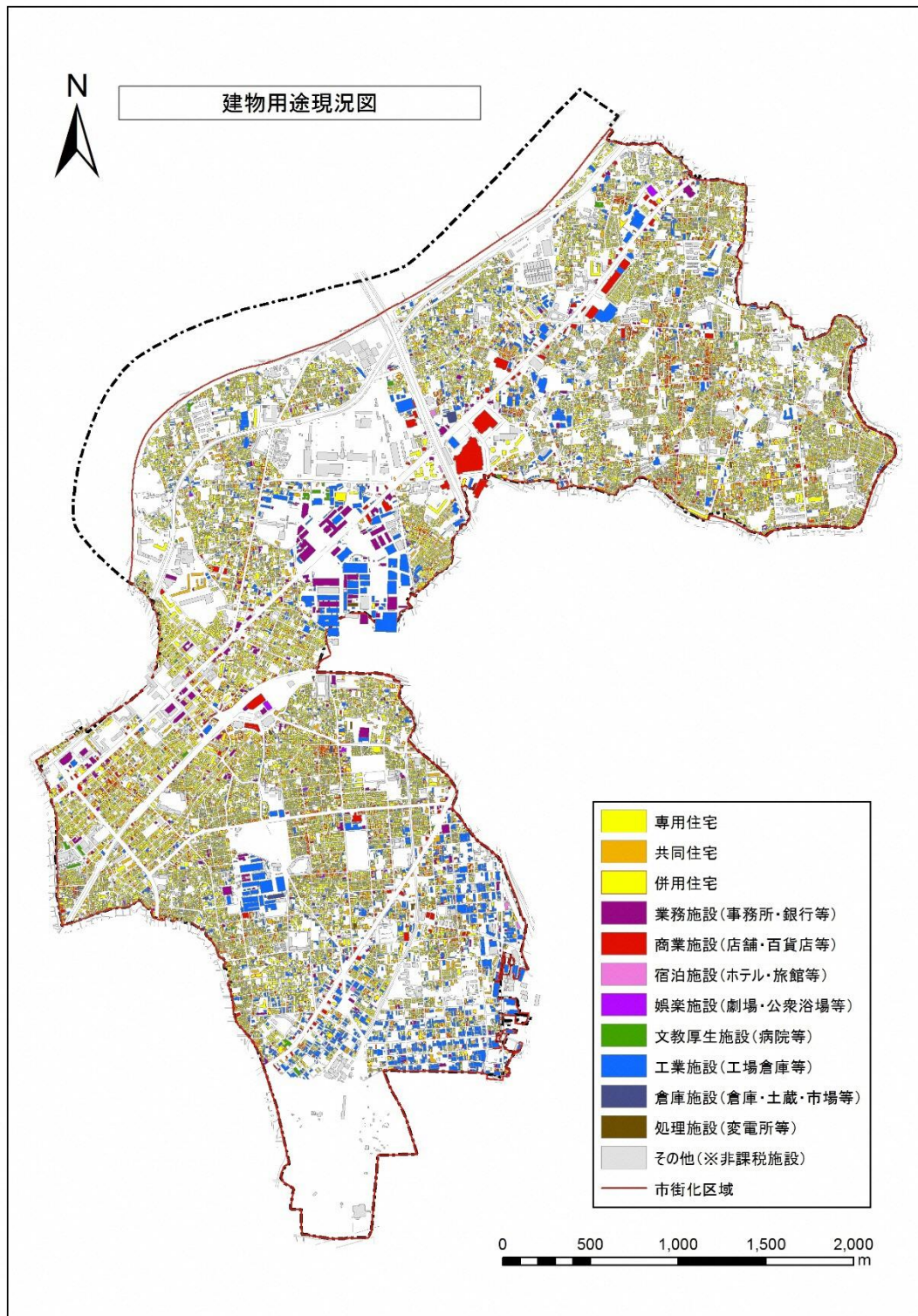
守口市は全域が人口集中地区（DID：人口密度が40人/ha以上の区域）となっており、全市にわたって市街化が進んでいると言えます。

なかでも国道1号沿道等に業務・商業施設が立地し、高層住宅も多い一方で、低層住宅が高密度で分布しています。とくに東部地域は広い範囲が地震時等に危険な住宅密集地区となっており、南部地域は築年数が古い木造老朽家屋が多く分布しているなど、防災上の課題があります。

また国道163号より南側の地域には工業施設が多く立地していますが、工場跡地に住宅開発が進む等、住工混在の土地利用も進んでいます。

また、市内には淀川河川敷（淀川河川公園）をはじめ、大阪広域水道企業団大庭浄水場・庭窪浄水場や大阪市水道局庭窪浄水場、鶴見緑地、八雲東町1丁目の工業地帯等、複数の大規模非可住地があります。

図表 2-2 建物用途状況図



資料：守口市立地適正化計画（平成 29 年）

## 2-2 公園の現状

### (1) 公園数と面積

守口市内には 193 ヲ所、約 111.1ha の公園緑地がありますが、このうち 8 ヲ所、約 79.7ha は国、大阪府、大阪市が管理するものです。面積では国営の淀川河川公園と大阪市営の鶴見緑地が大きな割合を占めており、市が管理をしている 182 ヲ所の市営公園の面積は全体の約 28%にあたります。

図表 2-3 市内の公園数と面積

	公園種別	公園数	面積 (ha)	備考
市が管理している公園（本プランの対象とする公園）				
都市公園	地区公園	1	6.3	
	近隣公園	3	4.1	
	街区公園	56	12.7	統廃合が決まっている 2 公園を除く
	都市公園予定箇所	1	1.3	西三荘ゆとり道を都市公園に編入予定
児童公園		94	4.5	
その他公園		27	2.5	
小計		182	31.4	
市以外が管理している公園（本プランでは現状分析でのみ対象とする公園）				
淀川河川公園		1	24.9	国営公園（都市公園）
鶴見緑地		1	54.0	大阪市が管理する広域公園（都市公園）
府営住宅内公園		6	0.8	大阪府が管理する施設
小計		8	79.7	
市内にある公園の合計		191	111.1	

※令和 4 年 4 月 1 日現在。ただし分析等において、本計画の策定時点で開園が決まっている公園、既存施設を公園に編入予定のものは対象に含み、逆に廃止が決まっている公園と、他の事業用地として使用され実質的に閉鎖されている東郷通 1 丁目広場（その他公園）は対象から外しています。

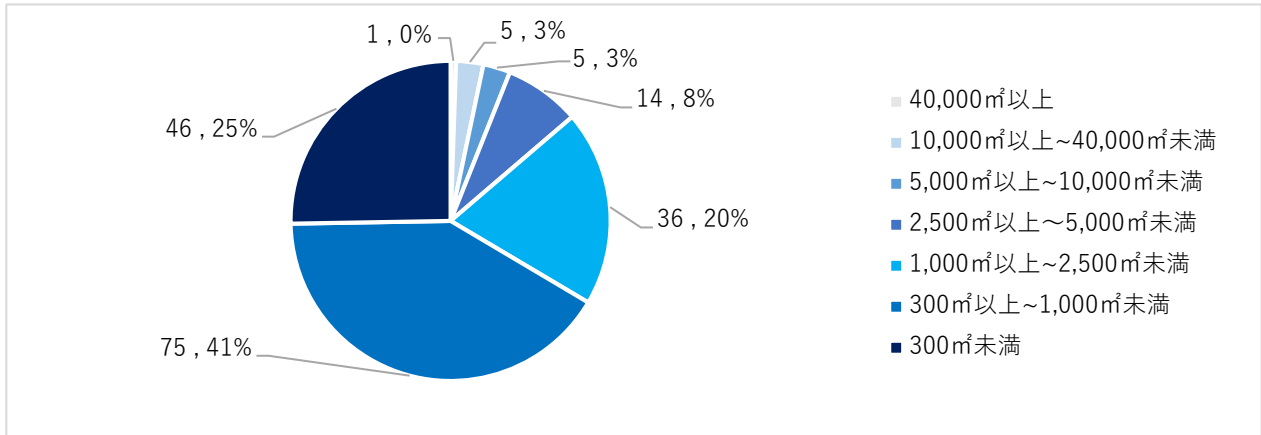
#### 【参考 廃止・編入等が決まっている公園】

廃止が決まっている公園	大宮公園、橋波公園（都市計画決定廃止済。いずれも近隣に新たに大きな公園を整備することによる統廃合）
既存施設を都市公園に編入予定のもの	西三荘ゆとり道



守口市が管理をする公園（市営公園）は小規模なものが多く、182カ所のうち124カ所が1,000㎡未満であり全体の約68%を占めています。その中でも、施設整備や利活用等の条件がより厳しくなる300㎡未満の狭小な公園が46カ所あり、全体の約25%を占めています。

図表 2-4 市営公園の面積別割合



### (2) 1人あたり都市公園面積

複数の都市間で公園整備の状況を比較する際の指標となる1人あたり都市公園面積（国営公園等を含む値）は、令和2年3月末で7.02㎡/人であり、大阪府全体の5.71㎡/人を上回っています。

府内43市町村の中での順位は15位で、北河内地域では8位の四條畷市に次ぐものです。ただし、大規模な淀川河川公園や鶴見緑地に頼るところが大きく、市営公園のみ（都市公園以外も含む）では2.12㎡/人（令和4年3月末）となっています。

この指標について、守口市都市公園条例では10㎡/人以上（市街地では5㎡以上）を標準としており、今後ともこの目標に向けて取り組む必要があります。一方で市街地については、大半が市街化調整区域に存在する淀川河川公園を除外した場合でも約5.5㎡/人となり、標準値を上回っています。

図表 2-5 1人あたり都市公園面積

順位	市町	1人あたり都市公園面積 (㎡/人)
1	岬町	80.77
2	豊能町	30.74
3	河内長野市	19.71
8	四條畷市	9.02
15	守口市	7.02
	府全体	5.71
20	寝屋川市	5.61
21	枚方市	5.58
29	大東市	4.17
38	交野市	2.08
40	門真市	1.13

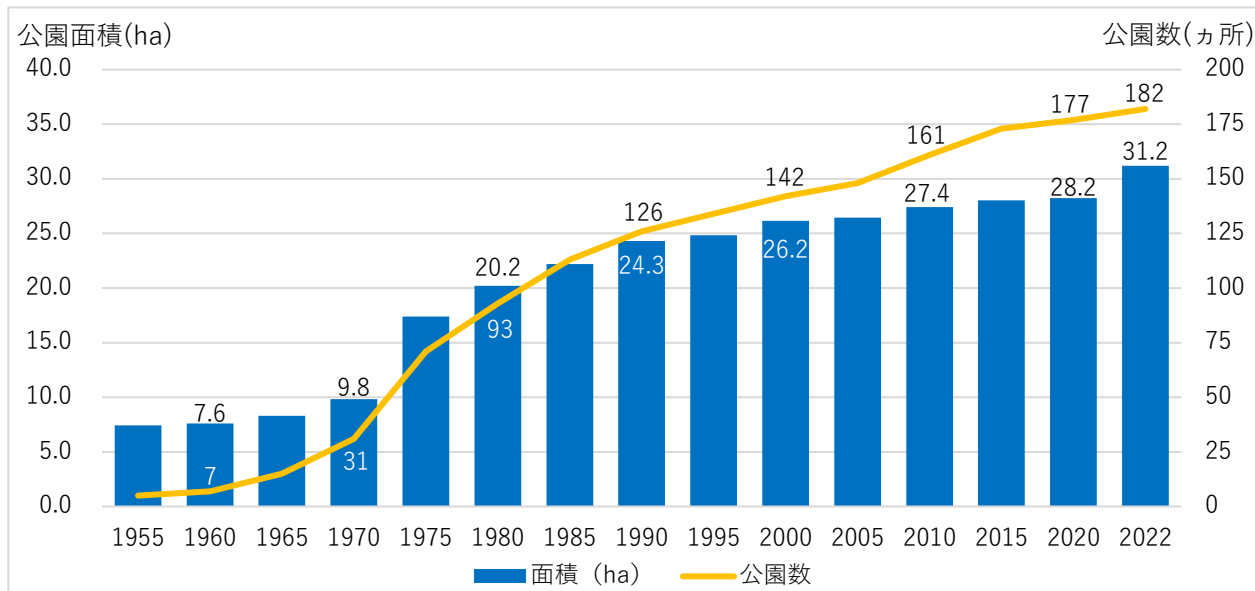
資料：大阪府統計年鑑（令和2年3月末現在）

### (3) 市営公園の推移

本市が旧庭窪町を合併して現在の市域となったのは昭和32年(1957年)ですが、昭和35年(1960年)に7カ所、約7.6haだった市営公園は、30年後の平成2年(1990年)には126カ所、約24.3haと大きく数・面積を増やしており、この間に箇所数は約18倍、面積は約3.2倍となっています。

その後の約 30 年間は宅地開発等に伴う小規模な児童公園の開園が多くなったこと等により、数・面積とも伸びは鈍化し、平成 2 年（1990 年）から令和 4 年（2022 年）までの間には箇所数は約 1.4 倍、面積は約 1.3 倍となっています。

図表 2-6 市営公園数と面積の推移



※編入予定の西三荘ゆとり道は 2022 年の値に含めている

主要な公園の開園年代を見ると 1970 年代までに開園したものが多く、徐々に老朽化が進んでいると言えます。市では適宜遊具や施設更新等を実施しているものの、より大幅な施設更新や機能の見直し、バリアフリー対策等が必要な公園が増えつつあるため、大枝公園や土居公園、菊水公園や世木公園などの全面リニューアルを実施しました。

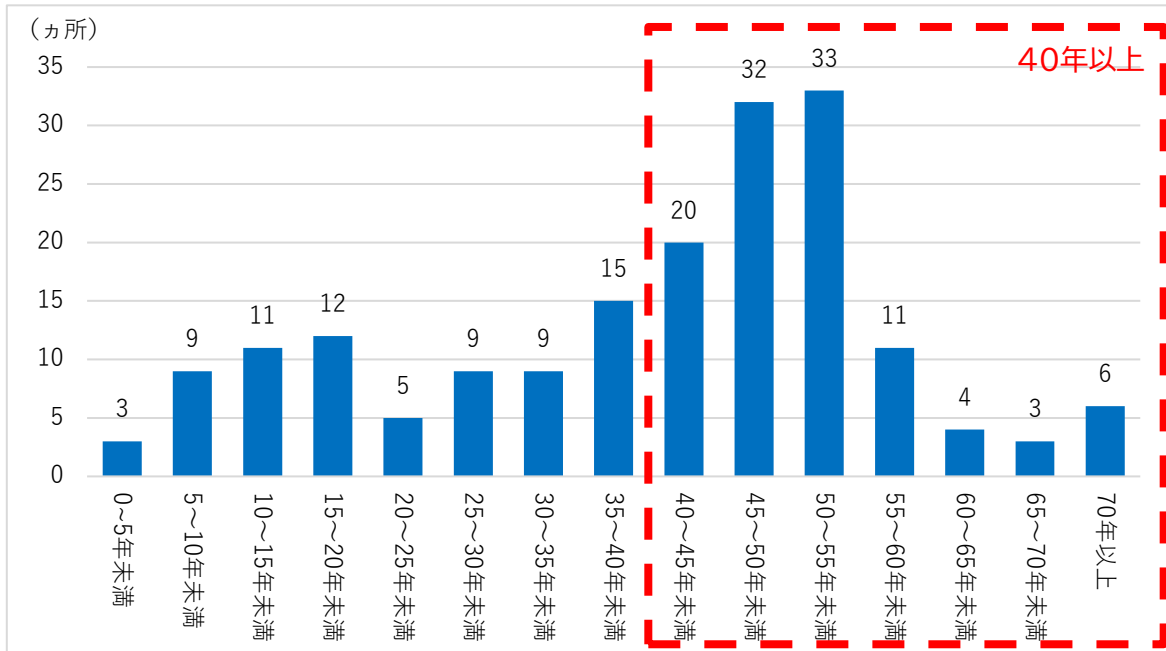
開園からの経過年数別で見ると、50 年以上経過したものが 30%、40 年以上であれば約 60% にまで達するため、今後、老朽化対策を含めた施設の安全管理がより一層重要となってきます。

図表 2-7 各年代の主要な公園の開園状況

年代	開園した公園（おもなもの）
1960 年代以前	日吉公園、 <u>大枝公園</u> 、 <u>土居公園</u> 、 <u>桃町緑道公園</u> 、 <u>大日公園</u> 、藤田公園
1970 年代	下島公園、 <u>菊水公園</u> 、八雲中央公園、金田公園、梶第 1 公園、淀川側道、 <u>大久保中央公園</u> 、大日南公園、弥治右衛門碑前公園、藤田西公園
1980 年代	大宮中央公園、南寺方公園、南寺方東公園、金田第 2 公園、
1990 年代	<u>世木公園</u> 、八雲北公園、八雲北第 2 公園
2000 年代以降	大日中央公園、東公園、たきい公園

※下二重線はリニューアル事業実施済み、下線はリニューアル事業着手中

図表 2-8 開園からの経過年数別数

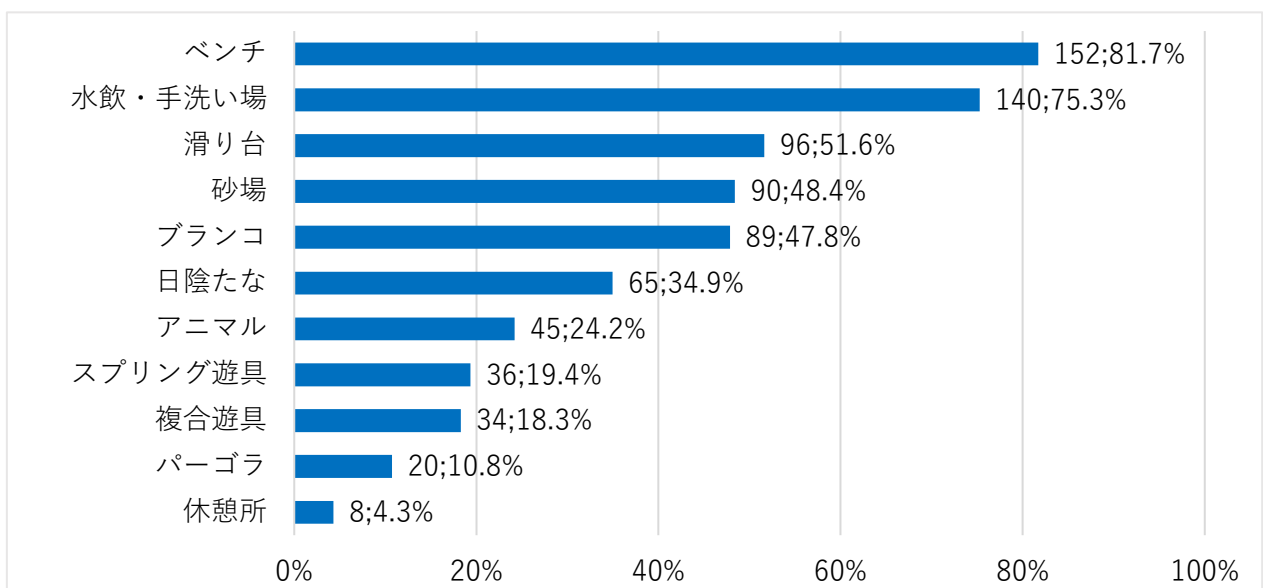


(4) 公園施設

市内の公園に設置されている施設について見ると、ベンチ、水飲・手洗場等の基本的な休養施設、便益施設は 70~80%以上の公園に設置されています。

遊具に関しては、「滑り台、ブランコ、砂場」の3種類が上位を占めており、全体の約半数の公園にこの3種類が設置されており、この3種類だけが設置されている公園も 11カ所存在します。近年のリニューアル事業では滑り台等の従来型の遊具ではなく複合遊具を設置することが多く、徐々にこの数が増えています。

図表 2-9 主要な施設が設置されている公園箇所数と構成比



また、トイレが設置されているのは 31 公園（トイレ数は 33 ヶ所）、防火水槽または耐震性貯水槽が設置されているのは 26 公園（貯水槽等は 28 ヶ所）あります。また施設ではありませんが、地域防災計画で災害時の広域避難場所に大枝公園が指定されているほか、一時避難場所に指定されている公園は 15 ヶ所あり、公園や公園施設が地域の多様なニーズに対応している状況があります。

## （5）公園誘致圏

本プランの現状分析では、「市民が歩いて行ける身近な範囲に、公園が適切に配置されているか」を明らかにするために、市内公園について図表 2-10 のように誘致距離を定め、その範囲に含まれる土地を「公園誘致圏」として、市内のどの程度の範囲が公園誘致圏に含まれているのかを調査しました。

公園種別ごとの誘致距離については、都市公園法に基づく標準として定められていた距離（街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1 km）を参考としつつ、小面積の公園が多い本市の状況を勘案し、1,000 m<sup>2</sup>未満の公園は誘致距離を短く設定しています。また淀川河川公園や鶴見緑地は市域や府域を超える広い範囲からの利用を受け入れる公園ですが、本市民にとっては日常的な散策や遊びの場として使われることから、街区公園と同等の誘致距離としています。

この結果、市域から淀川河川敷等の大規模非可住地を除いた範囲のうち約 97%がいずれかの公園の誘致圏に含まれていることが明らかになりました。（図表 2-11 参照）

図表 2-10 本プランにおける誘致距離の設定

公園種別	誘致距離
地区公園	1 km
近隣公園	500m
街区公園、児童公園、その他公園（面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上）	250m
街区公園、児童公園、その他公園（面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満）	150m
淀川河川公園、鶴見緑地	250m

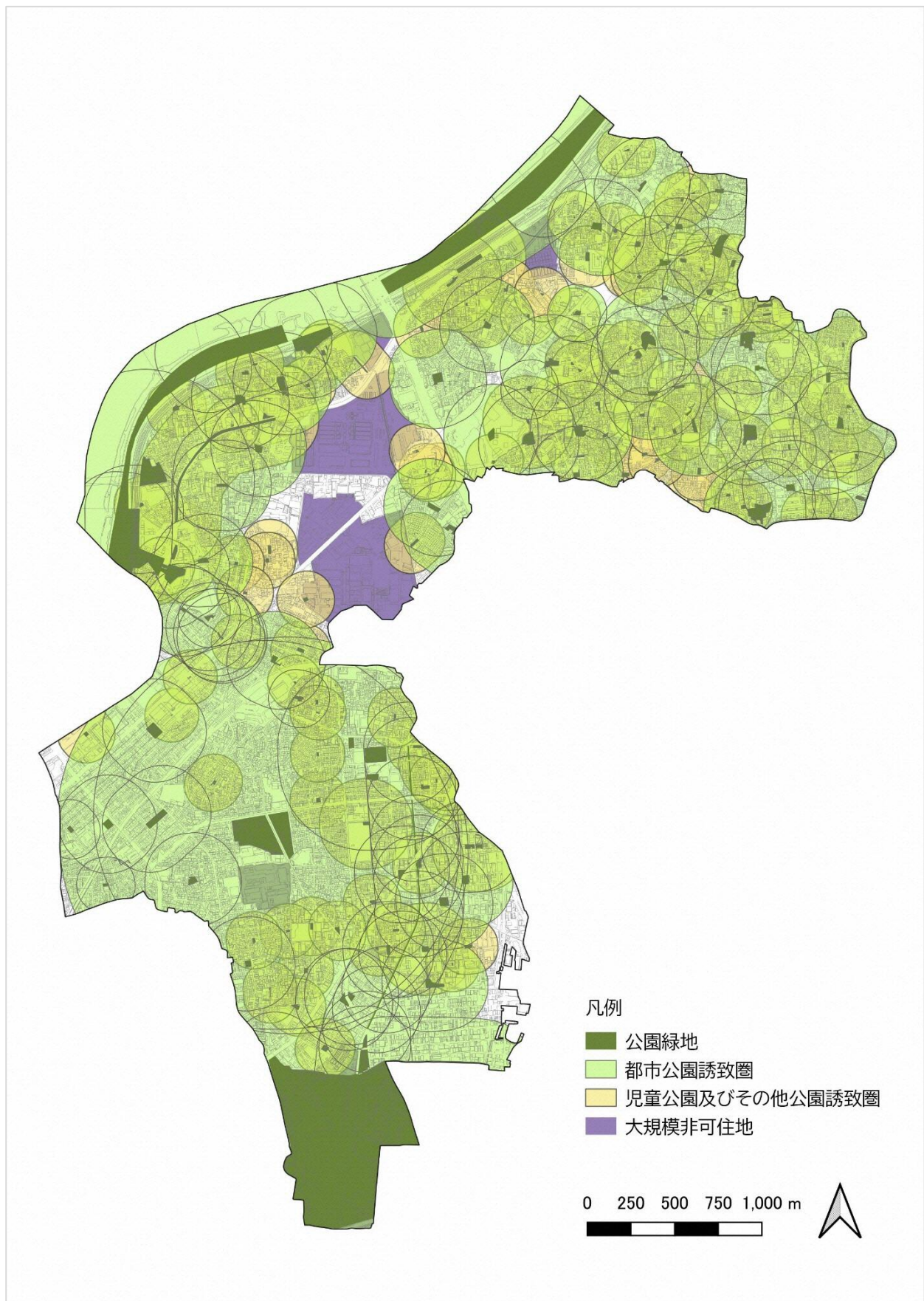
## （6）小学校区ごとの公園の現状

ここまでに見た公園の現状を、幼児や小学生などが日常的に公園を使う範囲として妥当な小学校区ごとに整理すると図表 2-12 のようになります。

市内 14 小学校区のうち 3 小学校区には、小学校区レベルでの拠点となる 2,500 m<sup>2</sup>以上の公園がないことや、本市中心部である守口都市核周辺や東部地域に 1 人あたり市営公園面積・都市公園面積が少ない小学校区があること等がわかります。

なお、ここでは敷地が 2 つの小学校区にまたがる西三荘ゆとり道（都市公園に編入予定）を、北側のさくら小学校区と南側の錦小学校区とに分割して取り扱っています。

図表 2-11 公園誘致圏の状況



図表 2-12 地域ごと・小学校区ごとの公園の現状

	東部地域						中部地域				南部地域			
	よつば	梶	藤田	庭窪	佐太	金田	守口	八雲東	八雲	下島	錦	寺方南	さくら	さつき学園
4ha 以上												大枝		
1ha 以上	よつば未来									下島 八雲中央			大宮中央	
2,500 m <sup>2</sup> 以上	藤田 大久保中央 弥治衛門前 藤田西	金田 大日南 梶第 1		淀川側道 大日		金田第 2	日吉 桃町緑道		八雲北 八雲北第 2		ゆとり道南 世木 南寺方東 南寺方 菊水		ゆとり道北	土居
1,000 m <sup>2</sup> 以上	東 大久保 藤田南 藤田東	佐太第 1 東 大日中央 梶 金田南 金田町1丁目第2 大日東第1 梶南	大久保西	大日町4丁目第2 大日東	佐太中央 佐太第 2	金田中央 金田東	松月 外島北 外島	八雲東 八雲東第 2	八雲	八雲西	東郷 錦 東郷北 寺方錦 東郷東	高瀬 南寺方西	西郷通3広場 菊水本町 大宮南	たきい
300 m <sup>2</sup> 以上	9	7	6	3	3	11	7	2	6	3	5	5	5	3
300 m <sup>2</sup> 未満	7	6	4	4	1	4	3	3	4	0	1	2	5	2
箇所数計	25	23	11	11	6	18	15	7	13	6	16	10	15	7
1 人あたり市営公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	3.03	2.08	0.68	1.32	1.00	2.23	0.88	1.07	1.40	6.16	3.15	5.95	1.63	0.77
1 人あたり都市公園面積 (m <sup>2</sup> /人)	2.64	1.58	0.18	8.75	8.78	1.63	1.03	0.75	6.16	19.45	51.61	5.68	1.23	0.71
全公園による誘致圏カバー率 (%)	100.0%	99.9%	99.9%	98.9%	99.3%	98.6%	96.8%	87.8%	82.1%	100.0%	91.3%	100.0%	100.0%	98.2%

※この表では、敷地が2つの小学校区にまたがる西三荘ゆとり道（都市公園に編入予定）を、北側のさくら小学校区と南側の錦小学校区とに分割して取り扱っています

## (7) 公園管理運営

本市では平成 30 年（2018 年）から大枝公園で指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウや特徴を活かした公民連携による公園管理運営を進めています。現在は、これを下島公園、大宮中央公園、土居公園にも広げ、さらに令和 5 年（2023 年）はよつば未来公園、たきい公園にも導入しました。

そのほかの公園では市による直営管理を実施していますが（清掃や樹木剪定等は業者委託）、公共施設への花苗の植え付けや水やり等のボランティア活動をおこなう緑・花グループの中に公園を活動場所とする団体があるほか、公園の草刈りや清掃等を自主的におこなっているボランティア団体もあります。これらボランティア団体には図表 2-13 のような活動支援をおこなっているほか、守口市緑・花推進協議会を通じて緑・花講習会の開催やボランティア団体を広く紹介するといった支援もおこなっています。

しかし、近年は参加者の高齢化やコロナ禍の影響等からボランティア団体が活動しづらい状況が続いており、新たな管理運営の仕組みやボランティア支援策を検討する必要があります。

図表 2-13 ボランティア団体への支援内容

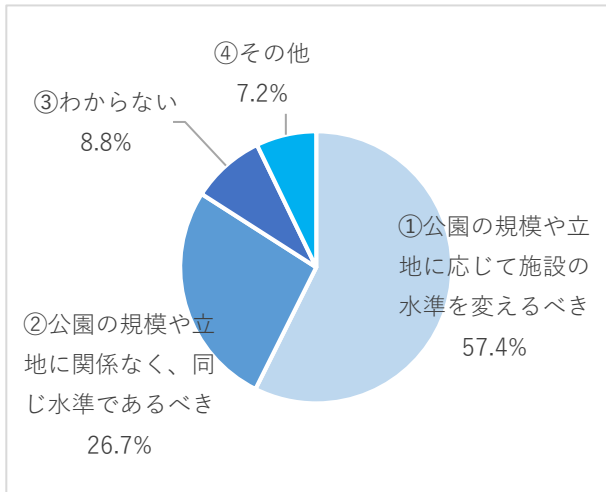
施設	支援内容
公園清掃	ほうき、軍手、ごみ袋等の清掃道具の配布
トイレ清掃	3,000 円～5,000 円/月の清掃協力金
緑・花グループ支援	花苗の配布（肥料・資材を含む。年 2 回）

## (8) 市民の利用、ニーズ

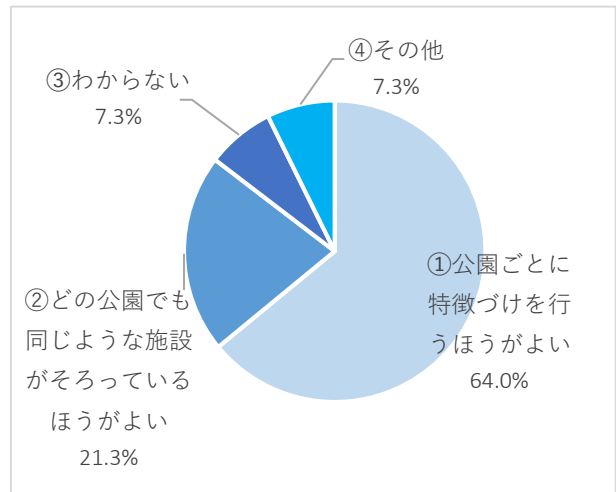
市民アンケート調査では、よく利用する公園として全市レベルでの拠点となる大枝公園を筆頭に、大宮中央公園や下島公園といった地域レベルでの拠点となる公園、八雲北第 2 公園や藤田公園等の小学校区レベルでの拠点となる規模の公園が上位に挙がっており、一定規模以上の公園がよく利用されています。

これからの公園の整備・再整備のあり方については、「公園の規模や立地に応じて施設の水準を変えるべき」や「公園ごとに特徴づけを行うほうがよい」という方向性に対しては肯定的な意見が多い一方で、利用の少ない公園を他の用途に転換することの是非については意見が拮抗しています。また、公園の管理費増加に対しては、「費用がかかってもしっかりした整備・管理をすべき」とする意見が多くなっています。

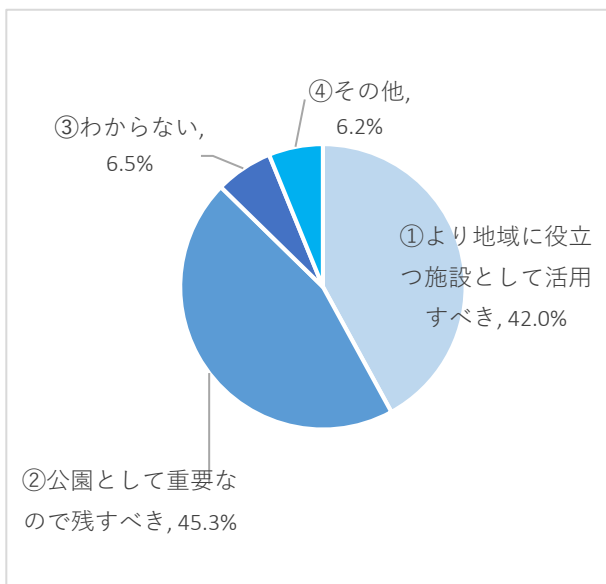
図表 2-15 公園施設の水準について



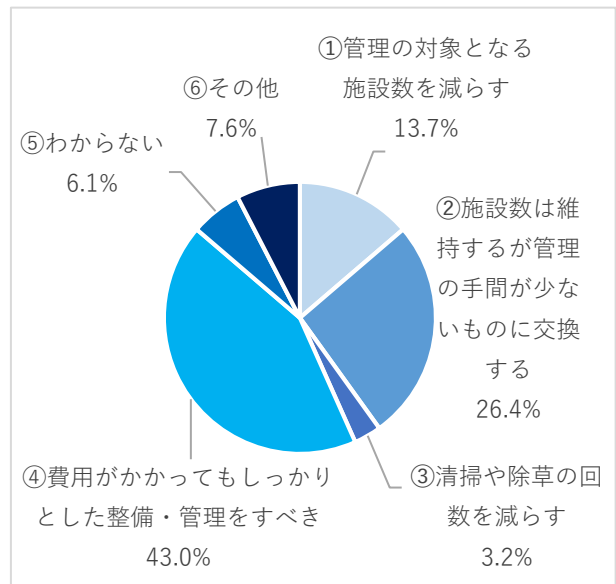
図表 2-14 公園ごとの特徴づけについて



図表 2-17 利用者が少ない公園の取り扱いについて



図表 2-16 管理費の増加への対応について





## 2-3 現状と課題のまとめ

---

### (1) 公園の面積

- 1人あたり都市公園面積は7.02㎡/人で大阪府平均の5.71㎡/人を上回っていますが（令和2年現在）、淀川河川公園と鶴見緑地によるところが大きく、市営公園のみでは2.12㎡/人（令和4年現在）です。ただし人口減少により、1人あたり公園面積は今後増加が見込まれます。
- 市営公園は小規模なものが多く1,000㎡未満が約67%、施設整備等の制約条件や活用条件がより厳しくなる300㎡未満の狭小な公園が25%に達しています。また小規模な公園が数多いことで、清掃・除草や施設点検等を効率的に実施しづらい状況が生まれています。
- 地域レベルの多様な利用を受け止める施設設置や環境・防災等の多面的な機能発揮に必要と考えられる1ha以上の公園は、全市の拠点となる6.2haの大枝公園を含めて5ヵ所、小学校区レベルでの拠点となりうる2,500㎡～1ha未満の公園は20ヵ所ありますが、どちらもない校区が3校区あります。

### (2) 公園の配置

- 14小学校区のうち12小学校区で誘致圏カバー率が90%を超え、100%に達する小学校区もあることから、「歩いていける身近な場所に公園がある」状況はおおむね達成できていると言えます。ただし、これは小規模な公園が誘致圏を重複させながら多数立地している状況の裏返しでもあります。
- 規模の大きな公園は市域の北（淀川河川公園）と南（鶴見緑地）に偏在しており、守口都市核をはじめ、まちなかに公園緑地が少ない状況にあります。
- 市営公園については、これまで東部地域には地域レベルの拠点となる1ha以上の公園がありませんでしたが、よつば未来公園の開園によりこの点は解消されました。
- 都市計画法の開発許可制度に基づき一定規模以上の開発の際に整備される公園（開発提供公園）の存在は、公園面積や箇所数の確保の上では有効ですが、計画的な公園配置には繋がらず、小規模で個性に乏しい公園が近接する一因ともなっています。

### (3) 公園の施設

- 市営公園は公園数・面積が急増した1970年代までに開園したものが多く、開園から40年以上経過したものが公園数の約60%を占めています。とくに規模の大きな主要公園はこの年代のものが多いため、施設の老朽化等が進んでいます。
- すでに個々の施設の更新や、大枝公園や土居公園のように全面リニューアル等の事業に着手している公園もありますが、今後さらに老朽化対策やバリアフリー対策等が必要な公園が増加することが見込まれます。
- 同じような遊具・施設がある公園が多いことと、小規模な公園が多いことや誘致圏が重複していることを重ね合わせると、個々の特徴に乏しい小公園がいくつも集まっている状況が浮かび上がります。これは公園の利用活性化や魅力的なまちづくりの上での課題となります。

#### (4) 地域ごとの現状と課題

##### 【東部地域】

- これまで、地域レベルでの拠点となる1ha以上の公園がありませんでしたが、旧よつば小学校跡地に約1.4haのよつば未来公園が令和5年春に開園しました。
- どの校区も誘致圏カバー率は98%以上で高いものの、多数の小規模公園が誘致圏を重複させながら立地しています（図表2-12参照）。
- 藤田小校区、佐太小校区には校区拠点となる2,500㎡以上の公園がありません。
- 地震時等に危険な住宅密集地区が広く分布しており、周辺市街地の改良とあわせて避難場所や避難経路となる公園の整備・再整備事業の必要性があります。



##### 【中部地域】

- 地域レベルの拠点として下島小学校区に下島公園がありますが、八雲東小校区には校区拠点となる2,500㎡以上の公園がありません。
- 八雲東小校区、八雲小校区では誘致圏カバー率が全市でも低い値となっていますが、これは工場等の大規模非可住地や自動車専用道路等によって市街地が分断されている影響があると考えられます。
- 地震時等に危険がある住宅密集地区があり、周辺市街地の改良とあわせて避難場所や避難経路となる公園の整備・再整備事業の必要性があります。
- 国による淀川高規格堤防（スーパー堤防）整備や淀川河川公園守口地区の再整備、市による八雲中学校区での義務教育学校設置計画を進めています。こうしたまちづくりの中で公園がより良い役割を果たせるよう新たな公園用地の確保や既存公園の見直し等に積極的に取り組む必要性が高くなっています。

##### 【南部地域】

- 大枝公園、大宮中央公園、鶴見緑地等の大きな公園があり、さらに西三荘ゆとり道が都市公園に加わるため、地域全体の公園面積、誘致圏カバー率に大きな問題はないと言えます。
- 校区の広い範囲が守口市駅周辺を中心市街地にあたるさつき学園校区では、1人あたり公園面積が少なくなっており、南部地域にあっては公園が不足しているといえます（図表2-12参照）。
- 錦小校区、さつき学園校区では小規模な公園の誘致圏が重複する箇所が多くなっています。

### 3. めざす公園像と基本方針

上位・関連計画や都市・公園の現状と課題を踏まえて、本プランにおいてめざす公園像と、その実現に向けた基本方針を次のように定めます。

#### めざす公園像 いつまでも住み続けたいまちにふさわしい 魅力ある公園

子どもや若い世代が夢を育み、安全に安心して暮らせるまちを持続的に  
発展させるため、市民とともに特色ある魅力的な公園づくりを進め、  
公園が持つ多様な力をより効果的に発揮させる

#### 基本方針 1 魅力的な公園の整備・再整備

- ◇ 地域ごとの特徴やまちづくりのニーズに対応できるように、公的不動産の活用等による新規整備や既存公園の再整備等により、魅力的な公園づくりを推進します。
- ◇ 小規模な公園が多い一方で公園や施設配置の粗密があることから、一定規模以上の公園が不足する地域・校区には新たな公園整備を検討するとともに、小規模な公園の統廃合や再編を進め、地域ごとにバランスの良い公園配置を目指します。
- ◇ 多数の公園が近接するエリアでは、公園ごとの特色をはっきりとさせ、ネットワークと役割分担によって魅力ある公園づくりを進めます。

#### 基本方針 2 安全・安心・快適な公園施設の適正配置

- ◇ 市民ニーズの変化を的確に捉え、安全・安心・快適な公園利用につながる公園施設の導入や改修を推進します。
- ◇ 施設老朽化に対応して必要な長寿命化対策や施設更新を実施するとともに、あまり使われていない施設や維持管理の負担が大きい施設等の撤去や簡素化、統廃合を進めます。
- ◇ 防災対応施設など、これからのまちづくりに必要なものについては、公園全体の整備・再整備とあわせて計画的に導入を進めます。

#### 基本方針 3 市民・団体・事業者との協働による管理運営の拡充

- ◇ 公園管理に携わるボランティア団体等への支援充実のため、活動面積や活動内容等に応じて活動資金や作業に使用する物品等の提供をおこないます。
- ◇ 指定管理者制度の充実や包括業務委託の導入により、民間事業者のノウハウを活かした公民連携による管理運営を進めます。

#### 基本方針 4 開発提供公園のあり方の見直し

- ◇ 公園の多様な機能発揮に必要な規模の確保と、限られた予算の中での適切な管理水準の維持等のため、開発に伴う提供公園の設置基準等の見直しを進めます。

## 4. 施策の展開

### 4-1 魅力的な公園の整備・再整備

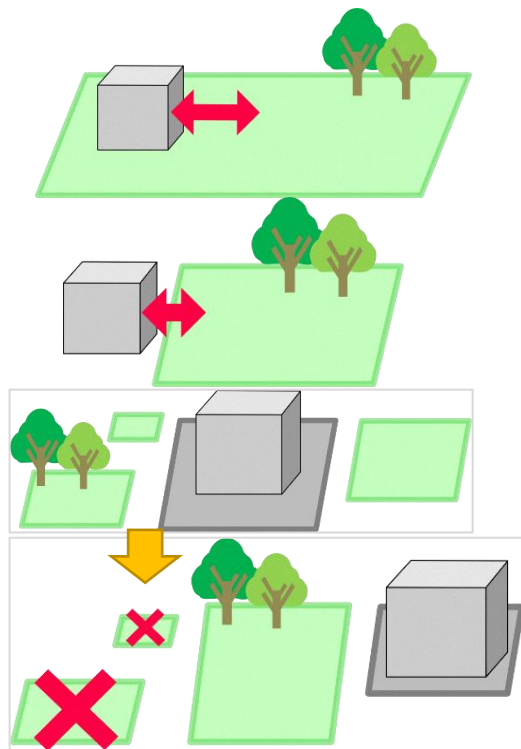
公園の充足状況や地域の実情等を踏まえ、他の公共施設整備や公的不動産（学校、園の統廃合等で生じる遊休市有地）等の活用と調整しつつ、公園のさらなる整備の必要性が高い地域では新規公園の整備を、公園が充足している地域では機能の再編や施設の適正配置等を進め、魅力的な公園づくりへとつなげます。

#### (1) 他の公共事業等と連携した効率的な公園整備

##### 【新規整備】

公園の新規整備は、既存公園の整備状況、まちづくりに関する方針等から必要性が高い地域で重点的に実施します。ただし本市は全域が人口集中地区であり、まとまった公園用地を確保することは非常に困難であるため、他の公共施設の再編・再整備、長期未整備都市計画施設の見直し、他部局用地の所管替え等との調整のほか、国・府の事業との連携等の公的不動産活用を中心に進めます。

図表 4-1 他の公共事業等と連携した整備の例(イメージ)



①都市公園の中に他の公共施設(コミュニティセンター等)を設置・連携させることで、相互に整備効果を発揮させる

②都市公園に隣接する他の公共施設との一体的な利用を想定し、相互に利用しやすいようにする必要に応じて、同一主体による指定管理等を検討する

③他の公共施設の建替え等のタイミングで用地を交換すること等により、標準面積に満たない規模の公園の拡大やよりよい立地での公園整備を図る

##### 【拡張】

公園が本来持っている多様な機能を発揮しやすいように、守口市都市公園条例に定める標準面積0.25haに満たない街区公園や標準面積2haに満たない近隣公園は、敷地の拡張や周辺公園との統廃合によってこれを満たすことを目指します。

## (2) 公園ごとの機能分担や特徴づけによる魅力向上

### 【機能分担・特徴づけ】

同じような施設内容の公園が近隣に連なることを防ぎ、地域単位での公園の魅力向上と利用活性化に繋げるため、小学校区レベルでの拠点となる公園（おおむね0.25ha）以上の公園と、それ以外の小規模な公園との機能分担を見直します。校区の拠点となる公園はできるだけ多様な機能や役割を持たせ、小規模な公園は遊具主体、広場主体等の役割を持たせることで公園ごとの特徴を明確した上で、それらを校区内にバランスよく配置することで、利用者が目的に応じて公園を使い分けられるようにします。

図表 4-2 機能分担・特徴づけの視点

校区の拠点となる公園	校区ごとに比較的規模が大きく、校区の拠点となる公園ではできるだけ多様な機能や役割を持たせて、 <u>公園利活用、まちづくりや防災の拠点等の役割を担う公園づくり</u> を進める
特色を強める公園	地域の拠点となる公園の周辺にある規模が小さな公園は機能を絞り、拠点となる公園とのネットワークと相互の役割分担により、 <u>地域の実情に応じた特色ある公園づくり</u> を進める
その他の公園	上のどちらにも当てはまらない公園は、その公園単独で、できるだけ地域に必要とされる機能や特徴を備えた魅力的な公園づくりを進める

図表 4-3 校区内での機能分担と特徴づけのイメージ



図表 4-4 公園ごとの特徴づけのイメージ



遊び場型



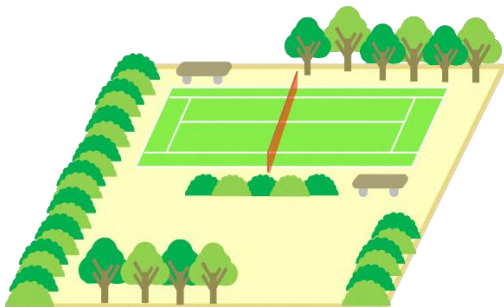
健康器具型



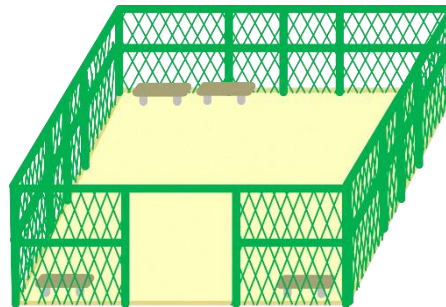
緑の広場型



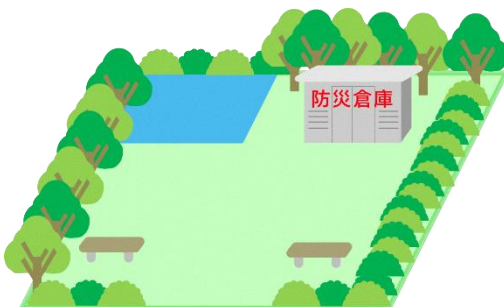
自然環境型



スポーツ型



ボール遊び広場型



防災広場型

これらはいくまで例示であり、公園の面積や周辺状況等に応じて施設内容は適宜見直して行きます

公園の面積に応じて、一つの公園に複数の特徴を持たせることもあります

【統廃合・廃止・移転】

狭小な児童公園同士が近接している場合や、周辺に新たな都市公園が整備される場合、防災関連事業や学校、園の整備事業等の本市のまちづくりにおいて止むを得ず用地を必要とする場合等には、既存公園の誘致圏の重複状況（公園同士の距離）、施設老朽化の状況、面積、周辺市街地の状況等を総合的に勘案し、まちづくりや公園利用の利便性向上等に寄与でき、地域との合意を得た上で、市営公園の統廃合・廃止・移転を検討します。

## 4-2 安全・安心・快適な公園施設の適正配置

地域ごとの特徴や今後のまちづくりの方向等を見据えつつ、将来的な負担軽減も念頭に置きながら、公園配置の見直し等とも調整し、既存施設の適切な維持管理と、必要な施設更新を進めます。

### (1) 必要な施設整備と施設水準の向上

#### 【ニーズの高い施設の整備】

市民ニーズや防災上の必要性はあるものの、整備や維持管理に費用がかかる大型遊具、ボール遊び広場、トイレ等の公園施設は、目安となる利用圏域等に基づく配置基準を別途定め、公園ごとの機能分担・特徴づけとも関連づけながら段階的に整備を進めます。

#### 配置基準(例)

- ◆ 大型遊具またはボール遊び広場は校区に概ね1ヵ所を目安とし、公園面積や周辺状況を考慮して配置する
- ◆ トイレはバリアフリー法や移動円滑化法等の基準への対応を行うと施設規模が大きくなることから、それが設置可能な面積で、町会等の協力が得られる公園に整備する。基準にあわない既存のものは、老朽化が進んだ段階で順次撤去する



大型遊具（金田公園）

#### 【施設水準の向上】

多様な利用者の幅広いニーズに対応し、誰もが使いやすく、安全かつ安心な施設の設置に向けて、インクルーシブデザインを取り入れた施設の導入等により施設水準の向上を図ります。

これは公園の整備・再整備の際に実施するだけでなく、老朽化施設の更新時にも随時実施します。

### 図表 4-5 ユニバーサルデザイン対応施設の例



左：インクルーシブ遊具（世木公園の再整備にあたり導入予定）



右：バリアフリースイートイレ（土居公園）

## (2) 施設老朽化への対応と将来的な負担軽減

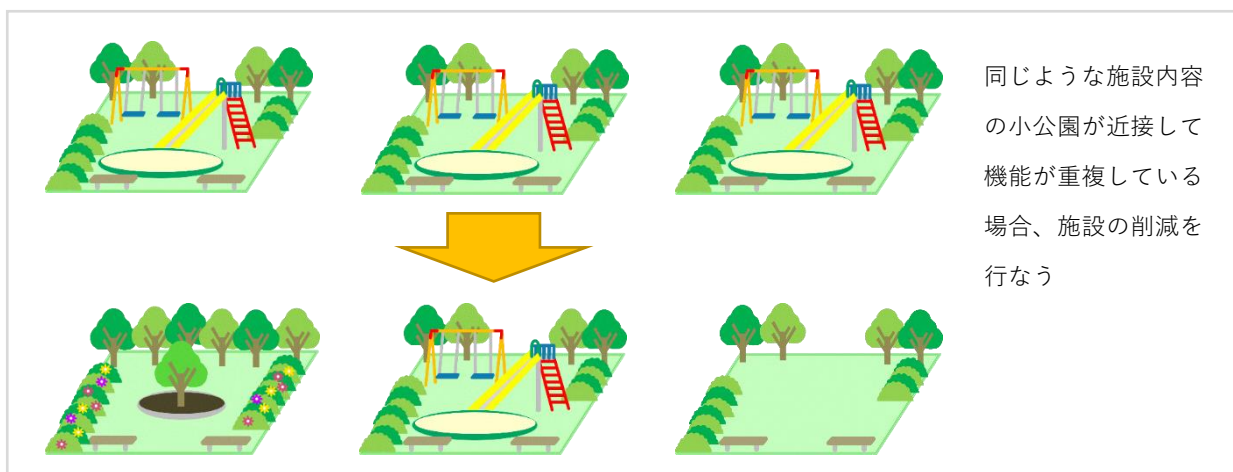
### 【計画的な老朽化対策の実施】

限りある財源で施設の安全性や快適性を維持できるよう、既存施設のうち必要なものについては守口市公園施設長寿命化計画等を踏まえて点検や部材交換等の長寿命化対策を計画的に実施し、ライフサイクルコスト（施設を設置してから次に更新するまでにかかる費用）を縮減するとともに、既存のものをできるだけ長く使えるようにします。

### 【施設総量の抑制】

市内各地域での配置バランス、施設の利用状況等の地域の実情を踏まえながら、機能が重複している施設の削減等を進め、管理対象とする施設総量の抑制を図ります。

図表 4-6 施設総量の抑制(イメージ)



## 4-3 市民・団体・事業者との協働による管理運営の拡充

### (1) 市民ボランティア団体への活動支援の拡充

#### 【活動支援メニューの拡充】

緑・花グループ等の公園ボランティア団体の活動支援のため、次のような支援メニューの拡充を検討します。

(例)

- ・公園面積や管理に携わる箇所面積、施設の規模・種類、ボランティア活動の内容等に応じた支援
- ・各グループの実情に応じた多様な活動メニューの準備
- ・指定管理者等の専門的な技術者による技術指導、ノウハウ共有のための交流事業の展開
- ・花苗の配布や用具提供や機材貸出の充実



### 【新たな担い手の確保】

地域団体等の枠組みによらない市民協働の受け皿としての「公園ボランティア」を促進するとともに、スポーツ利用等で公園を定期的に利用している団体が公園清掃や施設点検等に気軽に参加できる仕組みを整えます。

またテーマ型のボランティア活動（花づくり、子育て、遊び、健康づくり）等を公園活用・公園管理とつなげるため、本市の関係部署や指定管理者等との連携・協働により、公園で主体的に活動する新たな団体の掘り起こしや団体が活動しやすいような利用ルールづくりを進める仕組みを検討します。

## （２）事業者との連携の拡充

### 【指定管理者制度\*1の充実】

指定管理者制度により、民間事業者等が持つノウハウを活用した質の高い市民サービス提供や効率的・効果的な管理運営を充実します。

また、都市公園に隣接する他の公共施設との一体的な指定管理者制度導入等により、双方が効率的に管理できる場合は、積極的に取り組みます。

### 【包括的民間委託\*2の導入】

現在は、樹木剪定や施設点検等はそれぞれ業者委託し、パトロールは直営により実施するなど、複数の業務により公園管理を実施しています。今後は、それらを包括的に発注することにより業務の効率化を図ります。

### 【公民連携による施設設置・管理の検討】

特色ある施設整備や公園活用を効率的に進めるため、都市公園法に基づく Park-PFI\*3 制度等による施設整備や、事業者による設置管理許可\*4・使用許可\*5等の制度運用の柔軟化により、民間事業者等の資金やノウハウを導入した公園整備を進めます。

---

### 【用語の説明】

- \* 1 指定管理者制度：地方自治法に基づき、公園を始めとする公の施設の目的を効果的に達成するために必要がある場合は、その管理を民間事業者や NPO 法人等の指定管理者に行わせることができる制度。
- \* 2 包括業務委託：受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
- \* 3 Park-PFI（公募設置管理）制度：設置許可・管理許可の特例として、公園に飲食店・売店等の施設を設置し、その収益を活用して公園の園路や広場などを一体的に整備する事業者を公募によって選定するものです。
- \* 4 公園施設の設置許可・管理許可：公園施設とは都市公園の働きを全うさせるために公園内に設ける施設のことです。都市公園法でその種類が決められています。これら施設の設置または管理は原則的には自治体が行いますが、民間事業者等が行う方がより良い場合には、例外的に許可を出すことができます。
- \* 5 使用許可（行為許可）：守口市都市公園条例では、都市公園内でイベント等を行うことを制限していますが、市の許可を得れば実施できます。

## 4-4 開発提供公園のあり方の見直し

---

本市では1人あたり都市公園面積や公園誘致圏が一定の水準にまで達しているとみなせることから、公園の管理水準の維持と公園の多様な機能発揮に必要な規模を確保するために、開発に伴う提供公園の設置基準等を見直しを進めます。

### (1) 公園等の設置が必要となる開発行爲の条件見直し

都市計画法施行令第25条の規定では「開発区域面積が0.3ha以上5ha未満の開発行爲の場合は、開発面積の3%以上の公園等の設置が必要」とされていますが、平成28年(2016)の法令改正により、開発区域の周辺にすでに相当規模の公園等がある場合等、特に必要がないと認められる場合には、地域の実情に応じて、条例により、自治体の判断において公園等の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度の緩和(0.3haから1haを超えない範囲で)することが可能となりました。

これを受けて、公園等の設置を義務付ける下限面積の緩和、開発区域周辺の既存公園の状況に応じた設置義務の見直し等の検討を進めます。

### (2) 整備される公園等の内容や管理手法の見直し

都市計画法の開発許可制度に基づいて整備される公園等について、現在は児童公園として市に帰属させていますが、自治会やマンション管理組合等の管理者が存在し、設置される公園等の管理に支障がない場合は、それら主体による自主管理を認めるような制度改定を検討します。

また、自主管理公園としての管理を認める場合は、施設内容を細かく限定せず、緑地や広場、花壇など、建物ではなくオープンスペースとしての機能が維持されるものであれば認めることを念頭に、これに必要な「守口市開発行爲指導要綱」等の関係する例規の見直しを検討します。

## 5. 短期5カ年のアクションプラン

ここまでに定めたプラン内容を踏まえて、令和5～9年度（2023～2027年度）の事業化を目指す公園整備について、次のように整理します。

中部地域	1	八雲東公園の拡張再整備	事業中
	2	日吉公園の再整備	事業予定
南部地域	1	大宮中央公園の拡張（旧さくら小学校跡地の公園整備）	事業中
	2	南小学校跡公園（仮称）の整備	事業中
	3	菊水公園の拡張再整備	事業中
	4	世木公園ならびに西三荘ゆとり道の再整備	事業中
東部地域	1	佐太老人福祉センター跡地公園の整備	事業予定

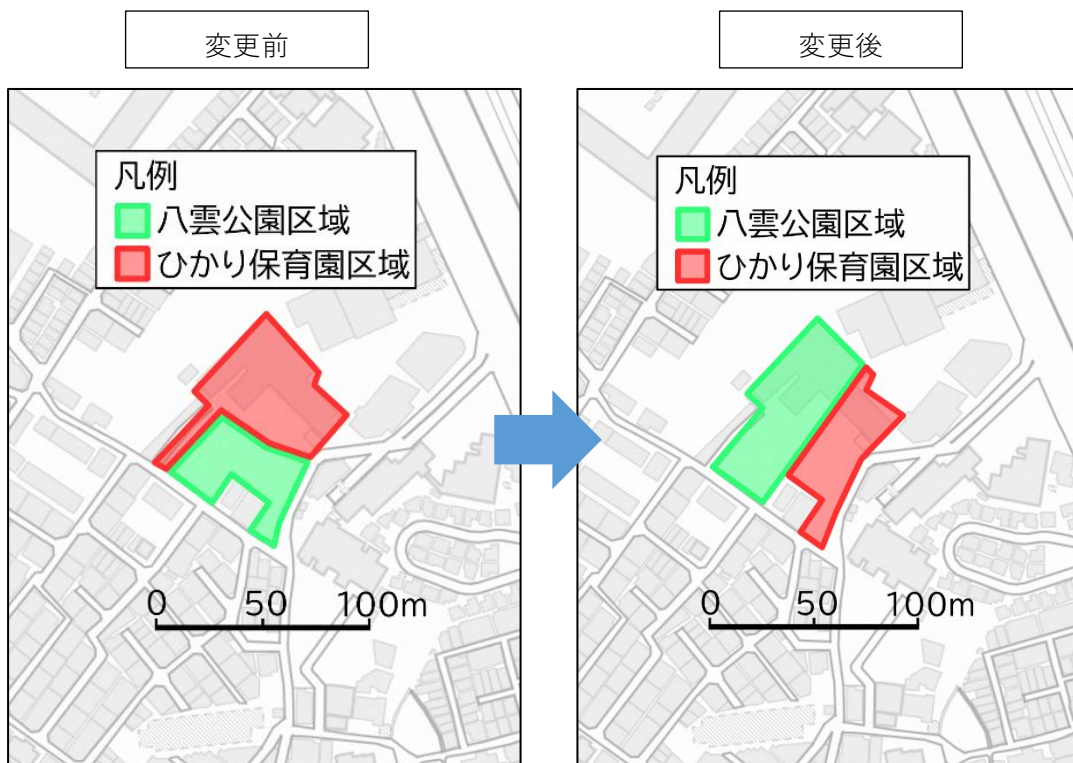
また、ここまでに定めたプラン内容を踏まえて、実施を検討する公園整備について、次のように整理します。

東部地域	2	弥治右衛門碑前公園、藤田西公園の拡張再整備	検討中
------	---	-----------------------	-----

## 5-1 中部地域

### (1) 八雲東公園の拡張再整備

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 隣接するひかり保育園の建替え工事に合わせて、保育園と公園の用地を一部入れ替えることで、公園面積の拡張と敷地の整形地化を行ないます。</li> <li>* 既存遊具の一部を再利用し、北側には広場エリア、南側に遊具エリアを設置します。また出入口や園路等のバリアフリー化を行ないます。</li> </ul>
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公園面積を現在の約 2,000 m<sup>2</sup>から 2,800 m<sup>2</sup>へと拡大することで、八雲東小学校区にはこれまでなかった小学校区レベルでの拠点となる広さの公園を確保します。</li> <li>* 地震災害時に大きな被害が生じると予想され、都市計画法に基づく防災街区整備地区計画の対象となっている地区で、災害に強いまちづくりに役立つ公園を拡張再整備します。</li> </ul>



## (2) 日吉公園の再整備

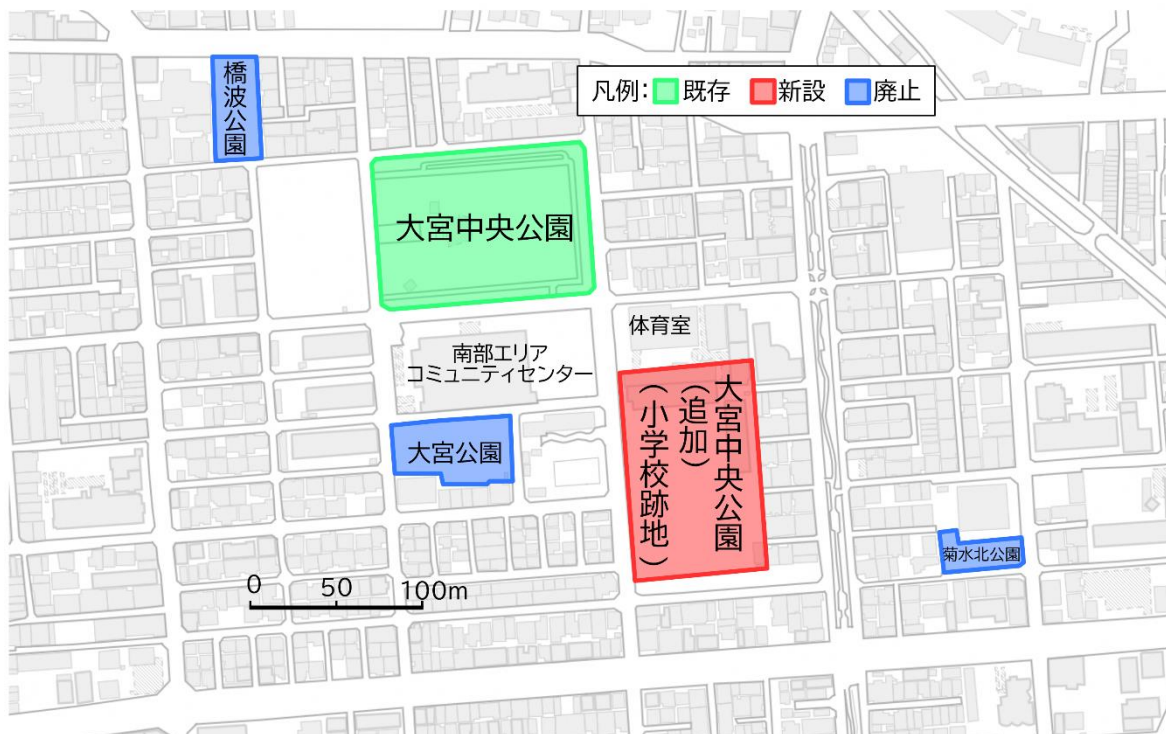
<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 老朽化が進んでいる遊具や藤棚等を更新し、またトイレはバリアフリー対応のものに建て替えるなど、今日のニーズに合った施設再整備を行います。</li> <li>* 一時避難場所である広場部分に、どこからでも入りやすくします。</li> </ul>
<p>事業のねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 日吉公園周辺では、地域住民が憩えて快適に過ごせる空間が不足しており、また、まちの賑わいや回遊性が不足しているため、歴史文化ゾーンの中で唯一のオープンスペースである日吉公園において、求められる役割を果たせるような公園整備をします。</li> <li>* 日吉公園は、守口市地域防災計画において一時避難場所として位置付けられているため、一時避難場所である広場部分への出入りをしやすくすることにより、防災機能の強化を図ります。</li> </ul>



## 5-2 南部地域

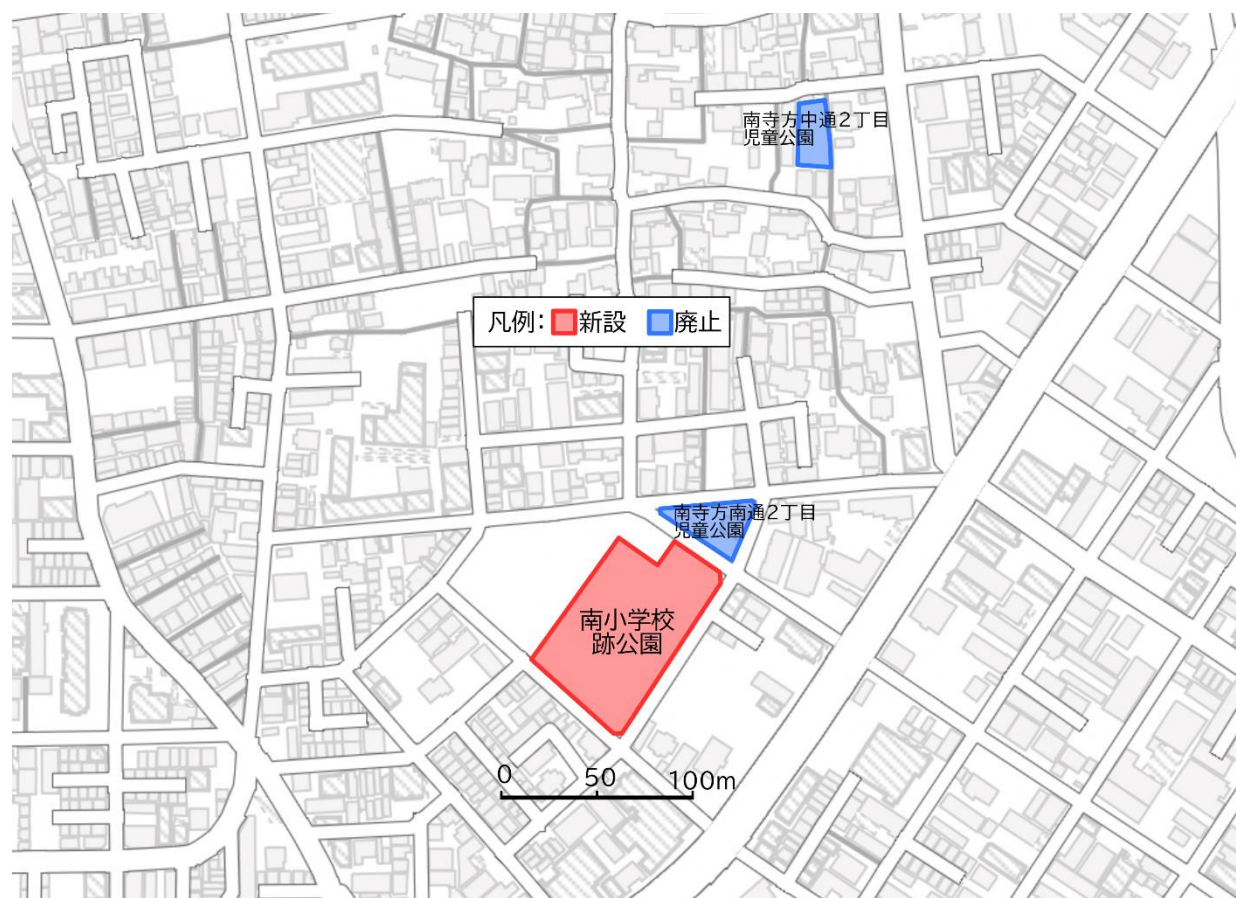
### (1) 大宮中央公園の拡張（旧さくら小学校跡地の公園整備）

<p>概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 令和3年（2021年）まで使われていた旧さくら小学校跡地（約9,700㎡）を都市公園として整備し、同時に近接する3ヵ所の都市公園（合計約5,300㎡）を廃止する統廃合を実施します。</li> <li>* 整備区域は大宮中央公園（約10,000㎡）の近接地にあるため、大宮中央公園の拡張として取り扱います。</li> </ul>
<p>事業のねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公的不動産を有効活用した新規の公園整備によって大宮中央公園の拡張が実現でき、これによって近隣公園の標準面積2haが確保できることから、南部地域の拠点的な公園としての機能充実を図ります。</li> <li>* 大宮中央公園と誘致圏が重複する公園との統廃合により、効率的な管理を実現します。</li> <li>* 南部エリアコミュニティセンターに隣接し、また旧さくら小学校屋内運動場を南部エリアコミュニティセンター体育室に改良する事業が進むことから、これらとの連携により公園整備の効果をより一層発揮させます。</li> </ul>



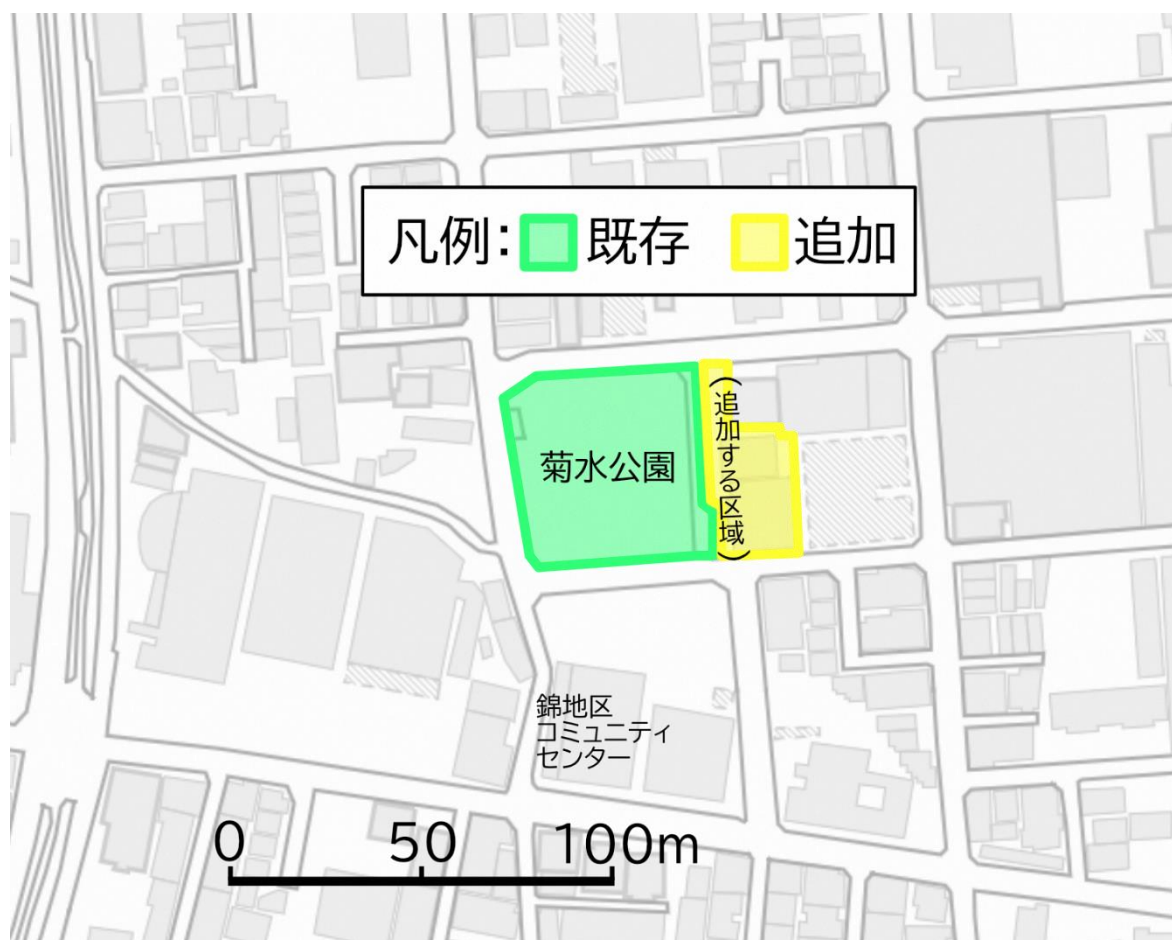
## (2) 南小学校跡公園（仮称）の整備

概要	<p>*平成 30 年（2018 年）の統廃合により使われなくなった南小学校跡地（約 6,000 m<sup>2</sup>）を都市公園として整備し、同時に隣接する南寺方南通 2 丁目児童公園（約 720 m<sup>2</sup>）と南寺方中通 2 丁目児童公園（約 530 m<sup>2</sup>）を廃止する統廃合を実施します。</p>
事業のねらい	<p>*公的不動産の有効活用により、寺方南小学校区にはこれまでなかった小学校区レベルでの拠点となる 2,500 m<sup>2</sup>以上の公園が確保できます（全市レベルでの拠点にあたる大枝公園を除く）。</p> <p>*新公園と誘致圏が重複する児童公園の廃止により、効率的な管理を実現します。</p>



### (3) 菊水公園の拡張再整備

プロジェクト名	菊水公園の拡張再整備
概要	* 菊水公園は開園から 50 年以上が経過して施設老朽化が進んでいます。東隣に隣接してすでに使われていない市道路事業用地があることから、この用地も一体のものとして公園の拡張再整備をおこないます。
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公的不動産の有効活用による公園の拡張と、老朽化した公園施設の更新等を一括して実施することで、公園のリノベーションを効率的・効果的に実施します。</li> <li>* 地域防災計画で一時避難場所に指定されている公園として、避難有効面積の拡大、防災パーゴラ等の防災対応施設の導入等を実現します。</li> <li>* 約 50 メートル南で再整備中の錦コミュニティセンターとあわせて、多様な人が過ごしやすいまちづくりの実現等に役立てます。</li> </ul>





#### (4) 世木公園ならびに西三荘ゆとり道の再整備

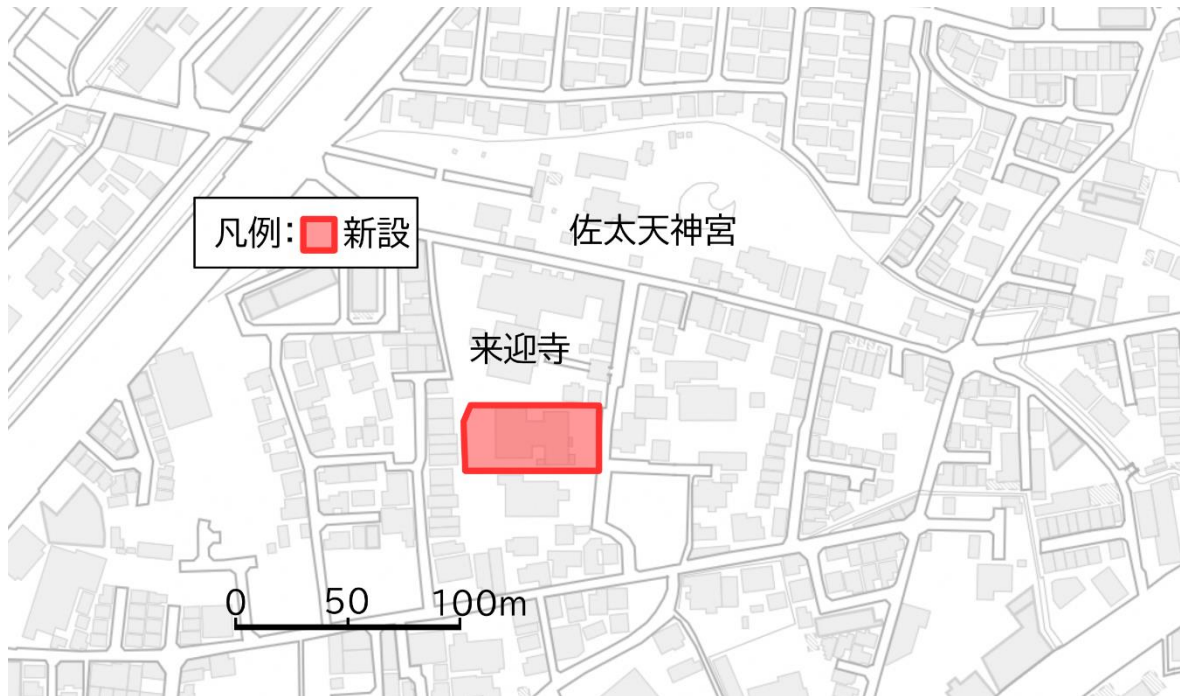
<p>概要</p>	<p>* 世木公園では施設が老朽化していた釣り池を令和3年(2021年)7月に廃止し、再整備に向けて施設撤去等を進めています。西三荘ゆとり道は、世木公園・鶴見緑地から京阪西三荘駅近くまで約1.9kmに渡って伸びる歩行路であり、都市内における緑地軸として重要な施設です。</p> <p>* この両者を都市公園として一体的に再整備し、令和7年(2025年)の大阪・関西万博において主会場である夢洲会場との連携が検討される鶴見緑地に接続する公園として、魅力と賑わいのある公園としていきます。</p>
<p>事業のねらい</p>	<p>* 平成2年(1990年)の「国際花と緑の博覧会」会場となった鶴見緑地公園に接続する世木公園を、魅力とにぎわいある公園として再整備を行います。また、世木公園と京阪西三荘駅を繋ぐ西三荘ゆとり道の再整備にも同時に着手します。</p>



## 5-3 東部地域

### (1) 佐太老人福祉センター跡地公園の整備

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設統廃合により平成 30 年（2018 年）7 月に閉鎖された佐太老人福祉センターの跡地に、約 1,800 m<sup>2</sup>の公園を新設します。</li> <li>* 当該地は江戸時代の佐太陣屋跡にあたり、また近隣に来迎寺や佐太天神宮等の歴史文化資源が分布することから、陣屋跡の石垣の活用や解説サインの設置等により、一帯の歴史文化価値を高める公園とします。</li> </ul>
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 小学校区レベルでの拠点となる規模の公園（概ね 2,500 m<sup>2</sup>以上）が存在しない佐太小学校区において、それに準ずる規模の公園を、公的不動産の有効活用によって新規整備します。</li> <li>* 地域の貴重な文化財である佐太陣屋跡の一部を公園とすることで、文化財の保存継承や地域固有の景観形成等に役立てます。</li> <li>* 約 150m 離れた佐太第 2 公園や 450m 離れた佐太中央公園とは施設内容や特色が異なる公園となるため、相互の役割分担によって、地域全体としての公園の充実に繋がります。</li> <li>* 高齢世代と子育て世代、古くからの住民と新たに転入してきた住民等、多様な主体の交流・連携の機会を提供し、コミュニティの活性化に寄与できるようにします。</li> </ul>



## (2) 弥治右衛門碑前公園、藤田西公園の拡張再整備

概要	<p>* 既存の弥治右衛門碑前公園（約 3,500 m<sup>2</sup>）と藤田西公園（約 2,900 m<sup>2</sup>）はいずれも整備から 40 年以上が経過し老朽化が進んでいます。また、2 つの公園の間には未整備のまま都市計画決定が廃止された道路用地があります。</p> <p>* この 3 者を一体的に再整備し、新たに約 9,500 m<sup>2</sup>の公園として整備します。</p>
事業のねらい	<p>* 公的不動産の有効活用により一体的な公園再整備が可能となることで、施設老朽化対策とあわせてより魅力的な公園づくりを実現します。</p> <p>* 地震災害時に大きな被害が生じると予想され、都市計画法に基づく防災街区整備地区計画の対象となっている地区で、一時避難場所や避難経路等になりうる新しい公園整備を進めます。</p>

